

亀岡あゆみデイサービスセンター

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0771-25-5840

担当者：千坂 友里

2 亀岡あゆみデイサービスセンターの概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	亀岡あゆみデイサービスセンター
所在地	京都府亀岡市篠町篠下中筋 45 番地 3
事業者番号	京都府指定第 2 6 7 1 6 0 0 1 1 8 号
送迎対象地域	京都府亀岡市全域

(2) 職員体制

職種・資格等	実人数
かんりしゃ 管理者	1 名
せいかつそうだんいん 生活相談員	2 名
かいごしょくいん 介護職員	7 名
きのうくねんしどういん 機能訓練指導員	1 名
看護職員(機能訓練指導員兼務)	1 名
栄養士	1 名
調理職員	4 名
事務職員	1 名
運転手	2 名

(3) センターの設備等

定員	25名	機能訓練室	1室 78.00 m ²
食堂	1室 90.00 m ²	静養室	1室 54.00 m ²
浴室	一般浴室	相談室	1室 16.00 m ²
	特別浴室	送迎車	4台

(4) 営業日及び営業時間

	単独型
営業日	1月1日～1月3日以外の毎日 ※12月30日・31日は館内清掃、点検の為 9:30～14:30
営業時間	午前9時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時

3 提供するサービス内容

(1) 食事

- ・ 当事業所では、献立表による栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のために離床して食堂(多目的ホールとは別です)にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) : 正午頃 ～ 13 時頃

(2) 入浴

- ・ 入浴を行います。
寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した介助を行います。

(4) 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

4 サービス利用料金

(1) 基本単位

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの利用単位 〃 (3時間～4時間)	362	436	493	548	605
〃 (4時間～5時間)	380	436	493	548	605
〃 (5時間～6時間)	558	660	761	863	964
〃 (6時間～7時間)	572	676	780	884	988
〃 (7時間～8時間)	645	761	883	1,003	1,124
〃 (8時間～9時間)	656	775	898	1,021	1,144

その他の単位

<input type="checkbox"/> 入浴介助加算	50 単位
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算 (I)	46 単位
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算 (II)	56 単位
<input type="checkbox"/> ADL 維持加算 (I)	3 単位
<input type="checkbox"/> 認知症加算	60 単位
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	60 単位
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I)	18 単位

(2) 1ヵ月あたりの利用料金 (*1ヶ月を4週として)

下記の料金表によって、ご契約者の^{ようかいごと}要介護度に応じたサービス利用料金から^{かいごほけんきゅうふひがく}介護保険給付費額を除いた^{のぞ}金額 (^{きんがく}自己負担額 ^{じこふたんがく}) をお支払い下さい。

(①下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

① ご契約者の要介護度とサービス単位	【 要介護 】	単位
② 加算合計		
<input type="checkbox"/> 入浴介助加算	50 単位	
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算 [<input type="checkbox"/> I : 46 単位 <input type="checkbox"/> II : 56 単位]		
<input type="checkbox"/> 認知症加算	60 単位	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	60 単位	単位
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I)イ	18 単位	
③ <input type="checkbox"/> ADL 維持加算 (I)	3 単位 (月額)	単位

④ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.9% : (①+②+③×0.059)	単位
⑤ 合計 (①+②+③)	単位
⑥ 合計金額 (単位=10.27円)	円
⑦ ご契約者負担 (⑤の□1割 □2割 □3割)	円
⑧ □昼食代金:440円 □おやつ代金:100円 □喫茶代金:100円	円
⑨ 1回あたりのサービス利用料金 (⑥+⑦)	円
⑩ 1ヶ月あたりのサービス利用料金 (月 回 として)	円

☆ご契約者がまだ^{ようかいごにんてい}要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から^{しょうかんばら}払い戻されます。(償還払い)

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更となります。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供 (^{しょくじていきょうひ} 食事提供費)

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食代 : 1回あたり 440円

おやつ代 : 1回あたり 100円

喫茶代 : 1回あたり 100円

② ^{つうじょう} 通常の事業実施区域外への^{じぎょうじっしゅくいきがい} 送迎^{そうげい}

通常の事業実施地域を越える地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

片道 10 キロ以上 15 キロ未満 500 円

片道 15 キロ以上 30 キロ未満 1,000 円

③ 選択レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

外食や買い物に行く際の代金の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、
写真を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 50 円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ：当施設でお貸ししたおむつについては、後日おむつ（現物）で返却をお願いいたします。

衣類：当施設でお貸しした衣類については、後日、洗濯をして返却をお願いいたします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

5 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

- ・毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、支払指定日（毎月 20 日）までに事業所に支払う（あらかじめ指定された口座に振込んで頂くか、自動で引き落とされます。）

また、お支払いいただきますと、次月領収書を発行します。

- ・お支払い方法は、ゆうびんきょくふりこみ郵便局振込、ゆうびんきょくこうざじどうひ郵便局口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。(後日、変更しても結構です。)

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、つうしょかいごけいかく通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

***きょたく居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、じぜんかいご事前に介護支援専門員しえんせんもんいんとご相談ください。**

(2) サービスの終了

① [ご契約者のご都合でサービスを終了する場合]

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

[当事業所の都合でサービスを終了する場合]

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

② 自動終了

以下の場合は、そうほうぶんしょ双方文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご契約者がかいごほけんしせつなど介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご契約者のようかいごにんていくぶん要介護認定区分がひがいとう非該当じりつ(にんてい自立と認定された場合)
- ・ご契約者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、しゅひぎむ守秘義務に反した場合、ご契約者やご家族様などに対してはん社会通念しゃかいつうねんを逸脱する行いつだつ

為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

- ・ ご契約者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合、またはご契約者やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

7 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

***原則的に、事前に居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）にご相談ください。**

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

- ・ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

- ・ 飲食物・金銭等の持ち込みは原則的にお断りしております。

- ・ 携帯電話の持ち込みは原則的にお断りしております。

(2) その他

- ・ 契約者は、新規利用及び心身の状況の変化等ある場合は、主治医に情報提供書（又は診断書）を依頼し、事業所に提出して頂きます。

- ・ 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

9 緊急時の対応（別紙参照）

- ・ 緊急（事故）の対応（契約書第9条参照）

① 発見時（周囲の状況観察と同時に傷病者の観察）

② 意識の確認

③ 協力者を得る

→ **看護** → 呼吸・脈拍確認 → 経過観察（体位、保温等）

→ **連絡者** → **通報連絡** → **介護者**・**主治医**・**救急**

④ 搬送

10 第三者評価受診の実施状況

① 受診日：平成28年11月30日

② 評価機関：一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

③ 受診結果：平成29年3月9日

11 サービスの内容に関する苦情窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

[主任生活相談員] 千坂 友里（電話番号：25-5840）

(上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。)

○ 受付時間 午前 9:00 ～ 午後 5:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市・市役所 高齢福祉課	所在地：亀岡市安町野々神 8 番地 亀岡市役所 1 階 電話番号 (0771) 25-5182
京都府 国民健康保険 団体連合会	所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話番号 (075) 354-9090

(3) 第三者委員 (事業所に直接言いにくい苦情の窓口)

○ 第三者委員 栗山 重和 (電話番号：22-2439)
中川 征男 (電話番号：24-1505)

12 法人及び当事業所の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 倣 襄 会 (ほうじょうかい)
- (2) 法人所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋 4 5 番地の 1
- (3) 代表者氏名 理事長 井内 邦典
- (4) 電話番号 0771-24-6770
- (5) 設立年月日 昭和 58 年 3 月 15 日
- (6) 定款に定められた事業

第 2 種社会福祉事業

ア) 保育所

亀岡あゆみ保育園

亀岡あゆみ保育園馬堀駅前分園

上西山あゆみ保育園

イ) 老人デイサービスセンター等

亀岡あゆみデイサービスセンター

ほっとルーム あゆみ

グループホーム あゆみの家

小規模多機能型居宅介護 あゆみの家

公益事業

① 居宅介護支援事業

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

② 地域包括支援センター

亀岡市 篠地域包括支援センター

(7) 事業所の種類 指定通所介護事業所

(8) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご契約者に対し、通所介護サービスを提供します。

(9) 事業所名称 亀岡あゆみデイサービスセンター

(10) 事業所の所在地 亀岡市篠町篠下中筋 45 番地の 3

(11) 電話番号 0771-25-5840

(12) 事業所長(管理者) 氏名 荻原 理

(13) 運営方針

① 事業者は健全な運営に努め、契約者の意志及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努め、明るく楽しい事業所で契約者が安心して利用できる活気ある事業所を目指す。

② 事業所と保育園の複合施設として高齢者と子ども達との相互交流のなかで共に生き、支え合う社会実現を目指す。

③ 事業所は、他の運営に当たって、地域や家庭との結び付きを重視し関係政機関、他の居宅サービス事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

(14) 開設年月 平成 11 年 9 月 1 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、介護報酬の自己負担以外のその他の利用料の支払いについても説明しました。

亀岡あゆみデイサービスセンター

説 明 者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスの提供開始について重要事項の説明を受け、サービス利用及び支払について同意しました。

契約者住所

氏 名 印

署名代行者住所

氏 名 印

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。